

平成24年行政事業レビューシート

( 警察庁 )

<b>事業名</b>	犯罪被害給付金等		<b>担当部局庁</b>	長官官房		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和55年度～		<b>担当課室</b>	給与厚生課		給与厚生課長 小島 隆雄		
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	6 犯罪被害者等の支援の充実				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	・犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 ・オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律		<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する。							
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死亡、重傷病又は傷害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない被害者等及びオウム真理教による犯罪の被害者等に対し、法律に基づき国が一定の給付金を支給する。							
<b>実施方法</b>	直接実施	委託・請負	補助	負担	交付	貸付	その他	
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
		当初予算	3,143	2,063	1,809	1,618	1,736	
		補正予算	0	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0	0		
	計	3,143	2,063	1,809	1,618	1,736		
	執行額	2,550	1,829	1,808				
執行率(%)	81%	89%	99%					
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	<b>成果指標</b>		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)	
	(成果目標) 犯罪被害者等給付等の支給(法律に定める要件に合致する犯罪被害者等に対して、法律に定める金額を支給) (成果指標) 犯罪被害者等給付金等の支給件数	成果実績		件	犯罪被害者等給付金 689 オウム真理教犯罪被害者等給付金 3,498	犯罪被害者等給付金 644 オウム真理教犯罪被害者等給付金 757	犯罪被害者等給付金 721 オウム真理教犯罪被害者等給付金 16	
		達成度	%	-	-	-		
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	<b>活動指標</b>		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	同上			活動実績 (当初見込み)	同上	同上	同上	( ) ( ) ( )
<b>単位当たりコスト</b>	別添資料参照		算出根拠	別添資料参照				
平成24・25年度予算内訳	<b>費目</b>	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	犯罪被害給付金	1,618	1,736	執行実績を踏まえ検討を行ったため。				
	計	1,618	1,736					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況		広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	犯罪被害給付金は、犯罪被害者等の負担を軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等に対して支給するものであり、同制度は、特に犯罪被害者等の経済的支援の観点から有効に機能している。また、犯罪被害者支援法第3条の規定により、国が給付金を支給することとなっている。
		国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
		不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・		支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	犯罪被害給付金は、犯罪被害者等の申請に基づき、都道府県公安委員会による裁定を経た後、支出している。 また、給付基礎額や倍数、減額対象となる事由や減額割合も法定されているなど、給付金の額の算定は、法令の規定に則り適切に行われている。
		単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
		受益者との負担関係は妥当であるか。	
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績		他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	平成23年度中の裁定を受けた被害者数、裁定金額等は、前年度に比べ大幅に増加するなど、同制度が犯罪被害者支援施策の中で占める重要度は大きい。 なお、類似事業の間では、法律の規定により、給付金の支給に当たり額の調整が行われていることから、支給も適切に行われている。
		適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
		類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		類似事業名とその所管部局・府省名 労働者災害補償保険法に基づく保険給付・厚生労働省 自動車損害賠償保障法に基づく保険給付・国土交通省等	
点検結果		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
		1 支出先・使途の把握水準・状況 犯罪被害者等給付金は、都道府県公安委員会による裁定の結果に基づき警察庁が支出していることから、支出先・使途については把握している。 2 見直しの余地 犯罪被害者等の精神的・経済的打撃を早期に軽減するため、今後も法令に基づき、引き続き実施していく必要がある。 なお、支援給付金の額は、法令にその算定方法が定められており、今後とも適正な予算執行に努める。	
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り		1 支出先・使途等の実態把握の状況に関する所見 おおむね十分と認められる。	
		2 改善策の内容及び横断的見直しの状況に関する所見 おおむね具体的で十分な内容と認められる。	
		3 レビューシートの分かりやすさに関する所見 おおむね分かりやすい。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り		特になし	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
特になし			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		当初1-4	平成23年行政事業レビュー 40

平成23年度実績を記入

警察庁  
1,808百万円

犯罪被害者等給付金等の支給



A. 犯罪被害者等給付金  
申請者(721名)  
1,765百万円

B. オウム真理教犯罪被害者等  
給付金申請者(16名)  
43百万円

遺族、傷害、重傷  
病給付金

死亡、障害、重傷病給付金

資金の流れ  
(資金の受け  
取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する)(単  
位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.犯罪被害者等給付金申請者			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
犯罪被害給付金	犯罪被害者等給付金	1,765			
計		1,765	計		0
B.オウム真理教犯罪被害者等給付金申請者			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
犯罪被害給付金	オウム真理教犯罪被害者等給付金	43			
計		43	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

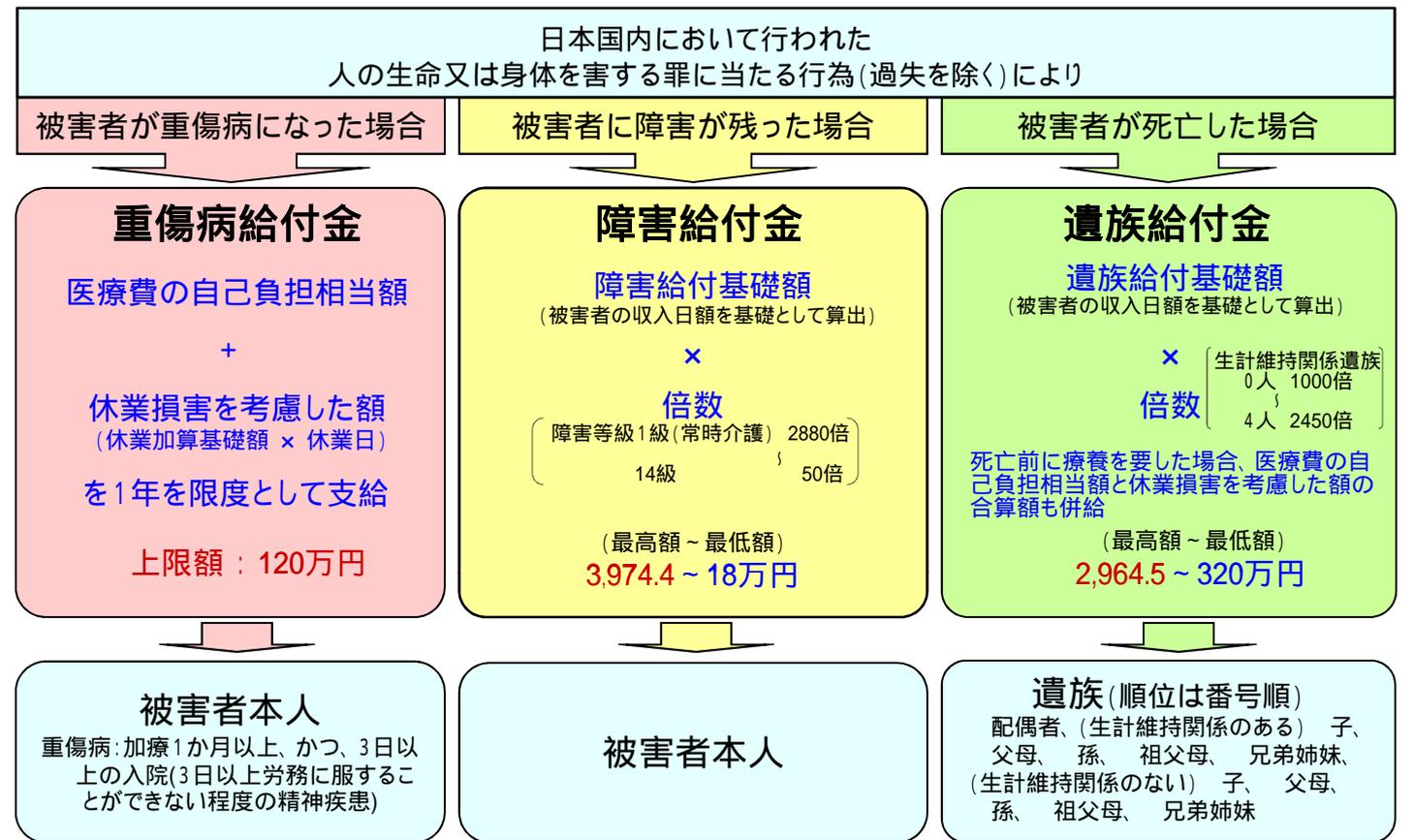
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	犯罪被害者等給付金申請者	犯罪被害者等給付金(延べ721人)	1,765		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	オウム真理教犯罪被害者等給付金申請者	オウム真理教犯罪被害者等給付金(延べ16人)	43		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

# 犯罪被害給付制度の概要

趣旨	故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援しようとするもの。
根拠法	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号) (改正:平成13年4月及び平成20年4月)



申請	住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請。 日本国籍を有する者又は日本国内に住所を有する者が申請可能。
支給制限	被害者と加害者の間に親族関係があるとき 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき 被害者又はその遺族等と加害者との関係その他の事情から判断して、給付金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき
調整	労働者災害補償保険法その他の法令により給付が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合、その額の限度において給付金を調整。
除斥期間	申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはすることができない。 やむを得ない理由があれば、その理由のやんだ日から6月以内は申請できる。
仮給付	犯人が不明であるなど速やかに裁定することができない事情があるときは、仮給付金を支給。

# オウム真理教犯罪被害者等を救済するための 給付金の支給に関する法律(概要)

## 経緯

破産管財人

19年10月

オウム真理教破産申立事件の破産管財人が、20年3月に破産手続を終了する旨を発表するとともに、被害者の損害賠償請求権に係る破産債権約38億円のうち約23億円が未払いのまま消滅することを踏まえ、国に対し特別立法の制定による救済を要望

与党法案検討

与党案合意

20年4月

与党・民主党協議

法律公布

民主党案国会提出

20年2月

20年6月18日

破産債権の残額を国が支給するもの

## 法律の概要

趣旨

地下鉄サリン事件等の無差別大量の殺傷行為が悪質重大なテロリズムであり、これにより不特定多数の者が被った惨禍が未曾有のものであること

教団に立ち向かった者やその家族が、教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犠牲となっていること

国において被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにする

対象者

地下鉄サリン事件、松本サリン事件等

全8事件

給付金

見舞金的性格の給付金を国から支給。その額は被害類型に応じた定額

死亡	2,000万円
障害	
イ 介護を要する障害(1・2級)	3,000万円
ロ 重度の障害(1~3級で、イ以外のもの)	2,000万円
ハ その他の障害(4~14級)	500万円
傷病(死亡・障害をもたらすものを除く。)	
イ 重傷病(通院加療1月以上の傷病)	100万円
ロ 重傷病以外の傷病(通院加療1日以上1月未満の傷病)	10万円

支給裁定

被害者等の住所地を管轄する都道府県公安委員会が、申請に基づき裁定

申請期間

申請は、法の施行の日から2年を経過したときは、することができない。

求償

国は、給付金の支給額の限度において、給付金の支給を受けた者が有する対象事件に係る損害賠償請求権を取得

検討

国は、テロリズムによる被害者の救済の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

施行日

**公布の日から6月を経過した日(平成20年12月18日)**から施行。ただし、国家公安委員会による資料提出の求めの規定等は公布の日から施行